

Title	正誤辯
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.1 (1932. 3) ,p.131- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320300-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

正誤辯

橋本増吉

「支那史料に現はれたる我が上代」なる題下に於て、十一回に互り本誌上に掲載した拙稿は、毎回多少の誤植誤謬を遺存したのであるけれども、必ずしもその正誤について掲げることが敢てしなかつたのである。されど、その最後の部分は、多忙の爲め主として校正を他に依頼せし爲めか、誤植誤謬最も甚しく、かつ予自らの誤解も存するので、一應之れについて辯じ置くべき要あるを認むるのである。

まづ第一に訂正しなければならないのは、上海商務印書館藏の魏志をば北宋版と稱せしことである。元來該書は長澤規矩也氏がその倭人傳の部分をば寫眞版として所藏せらるゝので、之れを借覽せしものであるが、予は之れを以て北宋版と誤解したので、そのつもりにて予の議論を進めたのであつた。然るにその後長澤氏に聞くとこのによると、該書は張元濟氏等が紹興刊本と確認せるものにて、北宋版にあらずとのことなれば、則ち前言を取消さなければならぬのである。されど紹興は南宋の初代高宗の時であるから、宮内省圖書寮藏南宋版太平御覽

よりも約三十年位は古いものと認められるのであり、隨つて予の曩の論旨は必ずしも訂正の要を認めないのである。

つぎに、その最後の部分即ち第十一回分の主な誤植だけを表示すれば、左の通りである。

頁	行	誤	正
一〇一	九	及 _二	及 _三
一〇四	一	官人	官人
一〇四	六	不用	不用
一〇四	六	辰韓	辰國
一〇四	八	爲 _二	爲 _三
一〇四	九	來去	來出
一〇五	二	廉斯諶	廉斯鑑
一〇五	六	按	接
一〇七	七	辨辰	弁辰
一〇七	一三	漢人	韓人
一〇九	一	韓辰	辰韓
一〇九	三	弁韓	弁辰
一一〇	八	布五千匹	布萬五千匹
一一〇	九	含資源	含資縣
一一一	一一	歷谿卿	廉斯鑑

一二二	三	揚げ	舉げ
一二七	一三	試みもや	試みも
一二九	九	韓王	辰王
一三〇	一	弁韓	牟韓
一三〇	二	弁韓	牟韓
一三一	七	弁韓	牟韓
一三三	七	辰韓の條	辰韓
一四一	五	弁韓	弁辰
一四一	二	辰韓に	辰韓は馬韓に
一四二	一四	和臣	和朝臣
一四五	一三	遣使貢方物	各遣使貢方物
一五〇	一二	麗國とあり	麗國であり
一五一	七	大人得	大加皆
一五一	一	のとある	のである
一五二	一五	二十年	二十年に
一五三	九	疑ひのなき	疑ひなき
一五四	四	秦入貢記事	前秦入貢記事
一五六	一	器	器物
一六三	四	確かに	幾分
一六五	七	之の	その
一六八	二	棄じて	棄じて

なほ、その他に一一四頁一三三行の「馬訾水」の上に「涓水の土音」を加へ、一二五頁一三三行の「而も眞蕃は馬韓と同名異字に過ぎなかつたとすれば」といふ文句を削除し、一二六頁一一行の「その學者の問題は措くとしても」といふ文句を削除し、一六二頁九一〇行の「皆臨津搜露傳送文書、賜遺之物」とあるを「皆臨津搜露傳送文書、賜遺之物、詣女王、不得差錯」と改め、一六五頁一一二行の「もとより九州説の方ではその何れであるとしても、何等の影響をも蒙らないのである」といふ文句を削除したい。

この外、たとへば一二〇頁より一二四頁に互る言語に關する議論の如き、改訂したき箇所も少からず存するのであるけれども、是等誤謬の訂正は更に全篇に互りて補訂を加へ、近く一冊として出版すべきはすであるから、凡べてその際に譲ることゝしたのである。

それから、川合教授還曆記念論文集に掲載した、「五行説の起源及び發達」と題する予の論文中にも、亦訂正すべき箇所を發見するのであるけれども、今は既にその出版後であるから、同書に之れを表示することは、困難な事情にあるので、便宜上、こゝにその誤謬の主なるものを指示して置きたいのである。

頁 行 誤 正

五四九 六 編纂 完成
 五六二 一 金 「金」
 五六四 三 帝顓 帝譽
 五六七 七 反土 反土
 五七一 二 取之 取之
 五七四 九 不得其年 不得其年
 五七七 四 不攷之過 不攷之過
 五七七 一三 宋景公 (宋景公)
 五七八 六 令下 令下
 五八七 六 有故 有故

なほ、五八九頁の七行より八行に互り、「或は陳氏のいふやうな趙岐の誤算ではなく、漢代に於ては更に一章七百二十五字が存したのかとも推せられるのであるけれども」とある文句をば、「その文字數は、或は陳氏のいふやうに、趙岐の誤算であるとしても、漢代に於ては更に一章が存したのかとも、推せられるのであるけれども」と訂正したのである。場所違ひではあるが序にこゝに附加することを許されたい。

掌中年表正誤表

前號書評欄に紹介して置いた表題の書の正誤表が著者から届いたので、該書購求者の便宜のために之を左に掲ぐ(間崎生)

所屬	頁	誤	正
日本索引	三	元亨	元亨
支那索引	九	咸亨	咸亨
同	一〇	乾亨	乾亨
同	一〇	元豐	元豐
同	一二	政和	致和
同	一三	治建國	始建國
凡例	三	卷末	卷首
西曆	二	三五七	六五七
同	四	五三一	六三一
支那	六七	(漢)平帝	以上三字ヲ削リ哀帝ト ノ太黒劃線ヲ元壽二年 末ニ移ス
支那	六八	治建國	始建國
同	八二	(漢後)	(後漢)
同	八四	(後漢)(左)	削ル
日本	八七	仲哀	仲哀
支那	一一三	太安二	太一
同		三	安二
同		四	三

所屬 頁

朝鮮 一七

同 一七

長壽王七九ノ處ニ太黒線ヲウツス、以下一ヲ順次ニ左ニ一
劃ヅツウツス

支那 一四

同 一四

日本 一五

支那 一七

同 一八

支那 一八

同 二八

支那 二九

同 三〇

支那 三四

日本 三四

支那 四四

皇紀 一六五

同 一七〇

同 一七一

誤

一六五 一七〇 一七一
七九

二八

天嘉 天康 大成 推古(女帝) 煬帝 大業

大政

以上二字ヲ一劃前ニ移

高祖ノ祖字ヲ右ニ、二劃寄セ武德九

年末ニ太黒劃線ヲ引ク

咸亨 稱德(孝謙) 大興 平國 興國

一七九〇 一六九〇 一六九六

二六九六

二六九六

二六九六

二六九六

二六九六

二六九六

二六九六

二六九六

二六九六

支那 一七五

日本 一八一

日本 一九〇

同 一九三

同 一九三

同 一九三

同 一九三

西曆 一九四

日本 二〇〇

支那 二〇〇

日本 二〇六

支那 二一三

同 二二二

同 二二二

同 二二二

同 二二二

朝鮮 二五七

同 二五八

同 二六〇

日本 二六〇

元豐

元承

皇紀千位

落ツ

正二

嘉二

元巳

正午

二六二

元享

政和

不詳

景宗

毅宗ノ宗字ヲ右ニ一劃寄セ崇禎十七

年ノ末黒ニ太黒劃線ヲ引キアト一劃宛

右ニ寄セル福王ヲ弘光唐王ヲ隆武、

永明王ヲ永曆ニ對セシム

(朝鮮)

同

第廿三代

元豐

天承

各千位「一」

ヲ加フ

嘉一

正巳

元未

一二六二

元享

致和

不詳

景帝

同

同

同

同

同

同

同

百廿三代